

2 若者のしあわせ倍増

- 6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）
- 7 若者ユースアドバイザーの養成
- 8 地域若者サポートステーションの設置
- 9 ひきこもり支援の拡充

2 若者のしあわせ倍増

- ◎ 若者の自立を支援する「青少年問題協議会」の設置
- ◎ 若者の活動拠点「青少年ルーム」の新設と、若者自身による運営体制の構築（1年以内）

6 青少年の居場所事業（さいたま市若者自立支援ルーム）

（1）数値目標等（取組指標・方針）

個人の状態に合わせた自立支援プログラムによる円滑な自立支援を行うため、平成25年度に「さいたま市若者自立支援ルーム」の設置や、庁外関係機関を含めた「子ども・若者支援ネットワーク」の構築を行い、平成26年度末までに、「さいたま市若者自立支援ルーム」の年間利用者数を延べ5,800人にします。

【現状（平成25年9月1日時点）】

- ・ 困難を抱えた子ども・若者の自立を支援するために、市役所関係部署で構成される「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」を設置しました。
- ・ 平成25年8月22日に「さいたま市若者自立支援ルーム」を大宮区桜木町に開設しました。

【若者自立支援ルーム室内】



（2）各年度の目標と取組内容（工程表）

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	さいたま市若者自立支援ルームの運営 子ども・若者支援ネットワークの設置	取組内容 ①7月～8月初旬 旧桜木保育園から若者自立支援ルームへの改修 ②8月22日 運営開始 ③事業拡大について検討 ④庁外機関を含めた子ども・若者支援ネットワークの設置及び告示	工程 ① → ② ● ③ → ④ ●
平成26年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の候補地検討 ③8月～ 新規実施場所の候補地調査	工程 ① → ② → ③ →
平成27年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の建築設計業者選定・契約 ③8月～ 新規実施場所の建築設計	工程 ① → ② → ③ →
平成28年度	さいたま市若者自立支援ルームの年間利用者数延べ5,800人	取組内容 ①若者自立支援ルーム運営（年間）、子ども・若者支援ネットワークによる自立支援プログラムの検討 ②5月～ 新規実施場所の建築工事業者選定・契約 ③8月～ 新規実施場所の建築工事着工（年度内引渡）	工程 ① → ② → ③ →

（3）達成時の効果（アウトカム）

居場所を利用する困難を有する若者に対し、次のステップの支援機関へと繋ぐ中間的支援を行うことで、円滑に自立を目指せるようになります。

7 若者ユースアドバイザーの養成

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、平成28年度末までに、ユースアドバイザーを60人養成します。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・さいたま市では、各機関において相談対応を行っていますが、若者に特化したユースアドバイザーの養成は行っていません。
- ・ユースアドバイザーとは、複合的な困難を抱える若者支援に対する専門的な知識はもとより、若者に対する広い見識があり、若者と共に活動する知識や体験を持った人材のことです。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

【ユースアドバイザー養成講座(イメージ)】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程		
平成25年度	ユースアドバイザー養成内容の検討	取組内容	ユースアドバイザー養成内容の検討	
		工程	→	
平成26年度	ユースアドバイザー20人養成	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動	
		工程	①● → ② → 各機関での支援	
平成27年度	ユースアドバイザー20人養成(累計40人)	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②ブラッシュアップ講座の開催 20人 ③市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動	
		工程	①、②● → ③ → 各機関での支援	
平成28年度	ユースアドバイザー20人養成(累計60人)	取組内容	①養成講座の開催 20人 ②ブラッシュアップ講座の開催 20人 ③市内の支援機関等においてユースアドバイザーとして活動	
		工程	①、②● → ③ → 各機関での支援	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

若者自立支援ルーム等の支援機関において、よりきめ細やかで効果的な支援が可能になります。

8 地域若者サポートステーションの設置

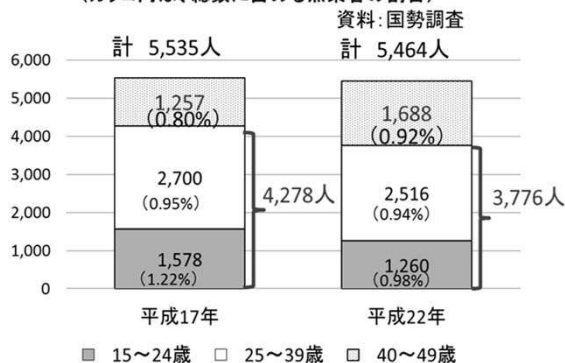
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を実施し、平成25年度から平成28年度までの4年間で就職等進路決定者数を550人にします。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・地域若者サポートステーション（以下「サポステ」）は市内未設置です。15歳から39歳までの若年無業者を主な対象とし、厚生労働省から委託を受けた団体が事業を実施します。国からの委託を希望する団体は、自治体の推薦が必要で、埼玉県内には川口市内に県推薦施設が設置されています。
- ・民間就職情報サイト活用型採用支援事業
平成24年度就職者数 57人

さいたま市における若年・中年無業者の推移
(カッコ内は、総数に占める無業者の割合)



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 120人	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦・設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成26年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 市推薦団体の公募・推薦 ② ③ 設置・事業実施 平成26年度に向けた公募・推薦
平成26年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 140人 (累計260人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成27年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成27年度に向けた公募・推薦
平成27年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 140人 (累計400人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成28年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成28年度に向けた公募・推薦
平成28年度	若年者就業支援による就職等進路決定者数 150人 (累計550人)	取組内容 ①サポステ事業の市推薦団体の設置 ②民間就職情報サイト活用型採用支援事業等の実施 ③平成29年度サポステ事業の市推薦団体の公募・推薦	工程 ① 設置・事業実施 ② ③ 平成29年度に向けた公募・推薦

(3) 達成時の効果(アウトカム)

若年無業者の減少及び若年者の完全失業率の改善を図り、若年者の職業的自立を促進します。

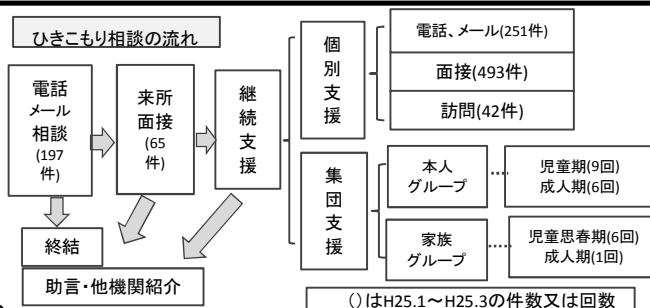
9 ひきこもり支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

ひきこもり本人の社会参加を促進するために、平成25年10月から(仮称)思春期グループを月4回実施します。また平成27年度から(仮称)ひきこもりサポーターの派遣を開始し、平成28年度までに年100回の派遣を行います。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成25年1月7日に「ひきこもり相談センター」を開設し、電話・面接・グループ活動・訪問・メールによる相談支援を実施しています。
- ・ひきこもり相談センター開設後、相談件数が増加する中、細やかな支援と、年代に応じたグループ支援活動が必要とされています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	(仮称)思春期グループ(注2)支援を月4回実施	取組内容 平成25年10月より、思春期を対象としたグループを立ち上げ、月4回実施	工程 24回実施(月4回×6か月)
平成26年度	(仮称)ひきこもりサポーター養成研修を1クール6回を年1回実施し、サポーターを10人養成	取組内容 ①ひきこもりの本人、家族に対して、訪問や外出同行等の個別に合わせた細やかな支援をするため、「(仮称)ひきこもりサポーター」の養成(回復した当事者やその家族等を含む) ②「(仮称)ひきこもりサポーター」派遣に伴う、登録・契約	工程 ① 養成研修実 ② 登録・契約
平成27年度	(仮称)ひきこもりサポーターを年50回派遣	取組内容 ①ひきこもりの本人、その家族へ「(仮称)ひきこもりサポーター」の派遣 ②「(仮称)ひきこもりサポーター」のフォローアップ研修	工程 ① (仮称)ひきこもりサポーター派遣 ② フォローアップ研修
平成28年度	(仮称)ひきこもりサポーターを年100回派遣	取組内容 ①ひきこもりの本人、その家族へ「(仮称)ひきこもりサポーター」の派遣 ②「(仮称)ひきこもりサポーター」のフォローアップ研修	工程 ① (仮称)ひきこもりサポーター派遣 ② フォローアップ研修

(3) 達成時の効果(アウトカム)

「(仮称)ひきこもりサポーター」を養成し、派遣することで、ひきこもり状態にある人が社会に参加するようになります。〔社会参加率30%以上〕

注1 (仮称)ひきこもりサポーターとは、ひきこもり等の状態にある本人及び家族に家庭訪問等を実施し、社会参加に向けて支援を行う者のこと。

注2 (仮称)思春期グループとは、15歳から20歳までの方を対象とし、社会性やコミュニケーション能力向上を図るプログラム活動(パソコン作業、調理実習等)を実施するグループのこと。